令和　　年　　月　　日

近畿運輸局長　殿

名　　　　 称

住　　　　 所

代表者名

担当者名

担当者連絡先

道路運送法第２０条第２号に基づく営業区域外旅客運送の実施届出書

運賃及び料金（事前確定運賃）設定認可申請書

このたび、令和６年１２月２０日に開催された『大阪・関西万博に向けた「なにわモデル」に関する協議会』において協議が調ったことから、協議が調った範囲において、下記のとおり道路運送法第２０条第２号に基づく営業区域外旅客運送を行いたいので、届出及び宣誓します。

また、適用する事前確定運賃を設定するため、道路運送法第９条の３第１項及び同法施行規則第１０条の３第１項の規定により申請します。

記

1. 営業区域外旅客運送及び設定しようとする運賃及び料金を適用する対象地域

大阪府全域（大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南交通圏、河南Ｂ交通圏、

泉州交通圏、豊能郡）

1. 実施期間

令和○○年○○月○○日から令和７年１０月３１日まで

1. 営業区域外運送を行う営業所名・営業所住所

○○営業所（○○市○○区）

 □　日本版ライドシェア（自家用車活用事業）においても営業区域外旅客運送を実施予定

1. 宣誓事項

下記のとおり、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼさないことを宣誓します。

□　適正な運行管理のもと、営業区域外旅客運送を行うこと

□　運転者に対して、対象地域に関する指導・教育を十分に行うこと

1. 設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

・「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成１４年１月１８日付け近運旅二公示第１４号）１（１）ニの事前確定運賃を設定する。

・運賃額は、「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（令和元年５月８日付け近運自二公示第２号）（以下「事前確定運賃公示」という。）３．（２）により令和４年１月１１日付けで近畿運輸局長が公示した大阪市域交通圏の平準化係数を用いて、事前確定運賃公示１．（１）の方法により算定する額とする。

・事前確定運賃を適用する場合の適用方法は別紙のとおりとする。

1. 使用する配車アプリ

□　GO　□　DiDi　□　Uber　□　S.RIDE　□　その他〔　　　　　　　　　　〕

1. その他

・アプリ配車による事前確定運賃のみ。

・旅客自動車運送事業等報告規則に基づく輸送実績報告書の提出にあっては、営業区域外旅客運送に係る実績とそれ以外の実績を区別して、営業区域ごとの実績を作成する。

（別　紙）

事前確定運賃の適用方法

１．旅客に対して、電子地図上において走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点（幹線道路、交差点、有料道路出入口等）のいずれかを示すとともに、事前確定運賃額（各種割引を適用する場合は、割引前及び割引後の運賃額）を提示し、旅客の同意を得て適用することとする。

２．運転者は、旅客に対して事前確定運賃を適用する旨を確認するとともに、原則、旅客に示した走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点を逸脱することなく運送を行うものとする。

３．運送途中で旅客の都合によって走行予定ルートの変更（やむを得ないものと事業者が判断した場合における走行予定ルート上の施設への必要最小限度の時間内での立ち寄りは含まない。以下同じ。）を行う場合には、事前確定運賃による運送をその時点で終了し、事前確定運賃額を収受するとともに、新たに当該運送終了地点から距離制運賃又は事前確定運賃により運送を開始することとする。

４．運転者による走行予定ルートの変更（交通規制によるものを含む。）は、旅客の同意を得て行うこととし、収受する運賃は事前確定運賃額とする。

５．通常時間帯と割増時間帯をまたぐ場合においては、運送の一部に割増時間帯での運送を含む旨を予め旅客に示すこととする。

６．事前確定運賃には割増及び各種割引を適用するものとする。

７．各種料金は事前確定運賃とは区分して適用するものとする。

８．荒天、イベント等による大規模な交通規制の発生により、事前確定運賃の実施が困難になると予想される場合は、事前確定運賃は適用しないものとする。